



島根県報

平成24年3月27日（火）

第2,378号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環 境 政 策 課)	2
研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	3
農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則	(農 業 経 営 課)	3
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(雇 用 政 策 課)	3
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(建 築 住 宅 課)	4

【告 示】

島根県情報公開条例の規定による法人の指定の一部改正	(総 務 課)	4
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	4

【公 告】

島根県職業能力開発計画の策定	(雇 用 政 策 課)	5
----------------	-------------	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		5
--	--	---

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	5
--------------------------	-----------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

- (1) 市の区域内の地域については、騒音の規制基準に係る区域は、騒音規制法に基づいて市長が指定する地域とすることとした。（別表第3関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

研修支援資金の貸与回数は、後期研修医に対し平成24年度に1回目の貸与をする場合にあっては、連続する2年度で2回までとすることとした。（第5条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

県交付金の一部を、各市町村の農業委員会の数に応じて各市町村に配分することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

受講手当の支給限度日数を40日とすることとした。（第6条・様式第2号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第19号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成24年4月1日とすることとした。

規 則

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

島根県公害防止条例施行規則（昭和46年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考の2中「及び第4条第1項」を削り、「知事」の次に「（市の区域内の地域については、市長）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3回」の次に「（平成24年度に1回目の貸与をする場合にあっては、連続する2年度で2回）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金の交付基準に関する規則（昭和60年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「均等に」を「各市町村の農業委員会の数に応じて」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の農業委員会の数は、県交付金を市町村に対して交付する年度の前年度の3月1日現在における農業委員会の数によるものとする。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「応じて」の次に「40日分を限度として」を加える。

様式第2号中 「 受講手当 」 を 「 受講手当（40日分を限度とする。） 」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の訓練手当支給規則第 6 条の規定は、平成24年 4 月 1 日以後に受給資格を有するものと認定された者に係る受講手当について適用し、同日前に受給資格を有するものと認定された者に係る受講手当については、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成23年島根県条例第39号）の施行期日は、平成24年 4 月 1 日とする。

告

示

島根県告示第181号

島根県情報公開条例の規定による法人の指定（平成20年島根県告示第930号）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を削り、第20号を第18号とする。

島根県告示第182号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字川本2994- 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第183号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成24年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
江津市	平成22年度～23年度	71枚	1冊	後地4区	平成24年3月16日
浜田市	平成16年度～23年度	92枚	1冊	木田Ⅱ	平成24年3月16日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第7条第1項の規定により、島根県職業能力開発計画を策定したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別冊は、掲載を省略し、島根県商工労働部雇用政策課並びに東部及び西部高等技術校に備え置いて縦覧に供する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第1号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第83町長部局の項中「総務住民課長補佐（人事給与担当に限る。）」を「人事担当課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第5号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 捜査指導・支援室に関すること。

第18条の2中第8号を第7号とする。

第19条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(捜査指導・支援室)

第23条の2 刑事企画課に、捜査指導・支援室を附置する。

2 捜査指導・支援室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 捜査技術の研究及び指導に関すること。
- (2) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
- (3) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (4) 犯罪手口に関すること。

第35条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

- (6) 危機管理対策室に関すること。

第36条の2の次に次の1条を加える。

(危機管理対策室)

第36条の3 警備第二課に、危機管理対策室を附置する。

2 危機管理対策室においては、警察法第71条第1項の緊急事態及び同法第5条第2項第4号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関する事務をつかさどる。

第51条の次に次の1条を加える。

(捜査指導・支援室長)

第51条の2 捜査指導・支援室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、捜査指導・支援室の事務をつかさどる。

第59条を次のように改める。

(危機管理対策室長)

第59条 危機管理対策室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、危機管理対策室の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成24年3月29日から施行する。